



# 精神科看護管理ニュース

Vol. **29**

発行 日本精神科看護協会

2017/02/17

## 1 これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会報告書の公表

昨年1月に厚労省に設置された本検討会では、新たな医療計画等の策定に向けた精神保健医療のあり方と精神保健福祉法の3年後の見直しに向けた議論を重ねてきました。

昨年9月以降は「相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チーム」中間取りまとめを受けて、措置入院に係る医療等の充実策に関する検討が加わりました。合計9回の分科会と8回の検討会での議論を経て、2月17日に検討会報告書が公表されましたので、会員の皆様にご報告いたします。

### 〈報告書の概要〉

#### 1) 新たな地域精神保健医療体制のあり方について

精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるように、精神障がい者にも対応した「地域包括ケアシステム」を構築することが示されました。

また、認知症、児童・思春期精神疾患、依存症などの多様な精神疾患に対応できるように、医療計画に基づき精神医療圏域ごとに「関係者が協議をする場」を設けることも示されました。

精神病床のさらなる機能分化については、平成32年度末と平成37年度の精神病床における「入院需要（患者数）」と、長期入院患者の地域移行に伴う「基盤整備量（利用者数）」の目標を立てて、計画的に推進することが示されました。

#### 2) 医療保護入院制度について

医療保護入院については、医師が「入院が必要となる理由」を本人や家族に文章等を用いて丁寧に説明すること、本人と家族との関係が疎遠で、家族等の意思表示が行われない場合に「市町村同意」を行えるように検討すること、入院期間が1年以上になる患者についても「医療保護入院者退院支援委員会」の対象とするように検討することなどが示されました。なお、入院患者の意思決定支援等を行う、いわゆる「代弁者制度」の創設は、引き続き慎重な議論が必要ということで見送られました。

報告書では患者に寄り添い、治療内容の理解等を促すとともに、患者の意思を引き出し意思決定等を支援することは、病院職員（看護者等）が果たすべき機能であると明記されました。

1/2

- 本ニュースは、配信を希望された日精看会員の方にメールかFAXでお送りしています
- 本ニュースのPDFは日精看ホームページ「看護管理者の部屋」でダウンロードできます
- 配信の中止、配信先の変更は、日精看事務局までお知らせください
- 日精看事務局 〒108-0075 東京都港区港南2-12-33 品川キャナルビル7F tel 03-5796-7033 fax 03-5796-7034

### 3) 措置入院制度に係る医療等の充実について

措置入院に関する手続きについては、措置入院時に精神医療審査会において「入院の必要性の審査」を行うことや、都道府県等が患者に対して「入院の理由を説明」することが示されました。また、関係機関等の協力を推進するために、保健所設置自治体が主体となって、関係者が地域で「定期的に協議する場」を設けることが示されました。

措置入院中の診療内容の充実を図るために、診断・治療や措置解除後の医療等の支援に関する「ガイドライン」を作成することが示されました。

措置入院者の退院後の医療等の継続支援については、都道府県等が全ての措置入院者に「退院後支援計画」を作成するとともに、計画の作成にあたって関係者と支援内容等を検討するための「調整会議」を設けることが示されました。また、医療保護入院者と同様に「退院後生活環境相談員」を選任する仕組みを設けることも示されました。

本検討会報告書は日精看ホームページ「看護管理者の部屋」に掲載していますので、詳しい内容はそちらからご覧ください。

## 2

### 自民党厚生労働部会に精神保健福祉法の改正に関する意見書を提出しました

一般社団法人日本精神科看護協会（会長・末安民生）は、2月14日（火）に開催された自由民主党厚生労働部会障害福祉委員会・障害児者問題調査会合同会議において、仲野業務執行理事より、精神保健福祉法の改正に関する意見書を提出しました。

検討会での議論等を踏まえて、医療保護入院制度の見直しに関しては、退院促進措置における地域援助事業者に訪問看護ステーションを加えることや、医療機関の職員が行う意思決定支援を法律に明記すること、そして隔離・拘束を最小限にするための手厚い看護職員配置の規定などを要望しました。措置入院制度の見直しに関しては、退院後生活環境相談員の選任については、退院後に優先するニーズに応じて職種を選定する仕組みを規定することや、都道府県が設置する調整会議に医療機関の訪問看護部門や訪問看護ステーションの看護職員が関与しやすい規定にすることなどを要望しました。

本要望書は日精看ホームページ「看護管理者の部屋」に掲載していますので、詳しい内容はそちらからご覧ください。

- 本ニュースは、配信を希望された日精看会員の方にメールかFAXでお送りしています
- 本ニュースのPDFは日精看ホームページ「看護管理者の部屋」でダウンロードできます
- 配信の中止、配信先の変更は、日精看事務局までお知らせください
- 日精看事務局 〒108-0075 東京都港区港南2-12-33 品川キャナルビル7F tel 03-5796-7033 fax 03-5796-7034